

情報公開制度・個人情報保護制度の仕組みと運用状況を紹介します

詳しくは
こちらから



☎相談・情報課 0422-44-6600

情報公開制度

市では、より開かれた市政運営の実現に向け、情報公開制度の的確な運用を図っています。市の情報公開制度は、すべての人(法人を含む)が利用でき、市のすべての組織で作成・受領した情報が公開の対象となります。

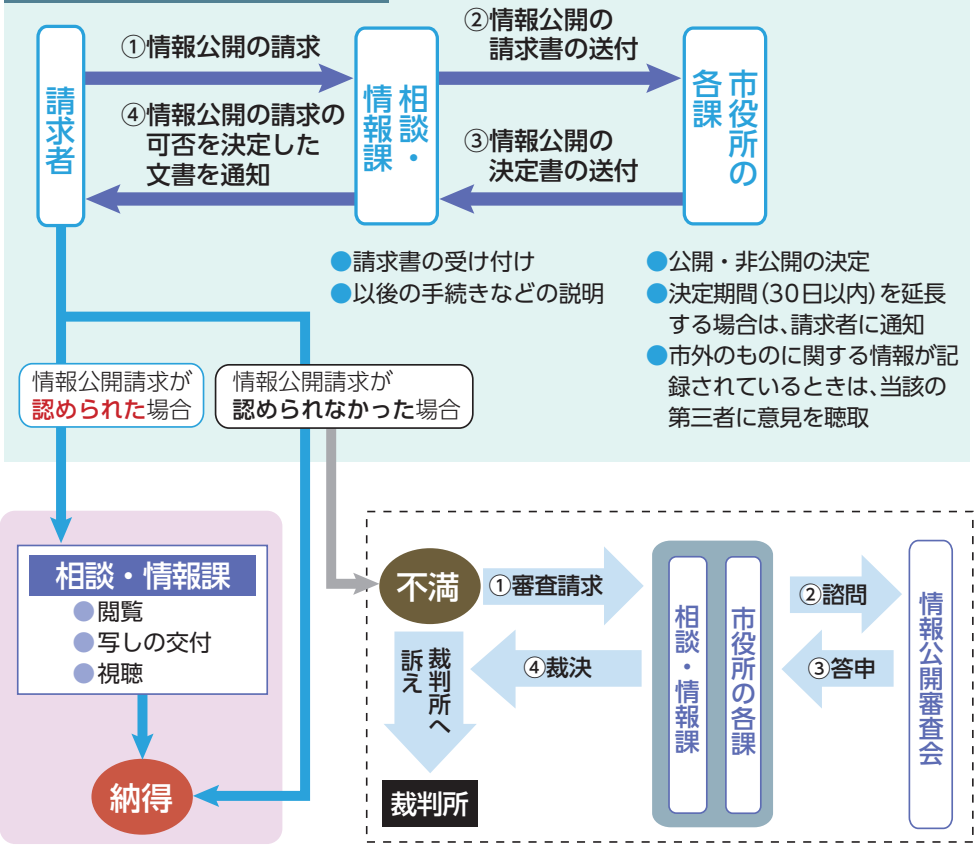
部門別の情報公開決定件数と処理状況

令和5年度は142件の情報公開請求がありました。

実施機関	決定件数	処理状況					審査請求
		公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	177	107	48	0	22	2	0
教育委員会	16	7	7	1	1	0	0
選挙管理委員会	3	1	1	0	1	0	0
監査委員	3	1	1	0	1	0	0
農業委員会	1	1	0	0	0	0	0
議会	10	10	0	0	0	0	0
合計	210	127	57	1	25	2	0

※1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があるため、請求件数とは一致しません。
取り下げ件数は決定件数には含まれません。

情報公開の仕組み



個人情報保護制度

市では、皆さんのプライバシーに関する情報を非常に多く保有していますが、個人情報や特定個人情報(※)を保護するため、収集する情報の内容やその利用・管理の方法などについてのルールを定めています。また、情報セキュリティマネジメントシステムの認証の取得や特定個人情報保護評価の実施により、適正な運用を図っています。
※マイナンバーを内容に含む個人情報のこと。

自分の個人情報はどのように管理されているの？

自身の個人情報がどのように管理されているのかを知りたい場合は、個人情報の開示請求を行うことができます。5年度は49件の開示請求がありました。
なお、市議会における個人情報保護制度の運用状況は、三鷹市議会HPに掲載します。

市民会議などの公開状況

☎相談・情報課 0422-44-6600

市では、開かれた市政運営のために市民会議などの様子を広く公開しています。令和5年度の公開状況は下表の通りです。

傍聴などの状況

傍聴があった会議数＝17会議、傍聴人延べ人数＝81人

区分	会議数・回数	構成比
対象となる 市民会議・審議	48会議(注1)	
公開	37会議	72.5%
一部公開	6会議	11.8%
非公開	8会議	15.7%
会議の延べ 開催回数(注2)	140回	
公開	110回	78.6%
一部公開	19回	13.6%
非公開	11回	7.8%

(注1) 一つの会議で、議題により公開・非公開が分かれる場合があるため、公開・一部公開・非公開件数の合計とは一致しません。
(注2) 回数は、延べ390回のうち、非公開で行われる介護認定審査会(延べ226回)と障がい支援区分判定等審査会(延べ24回)を除いています。



総合オンブズマン 令和5年度活動実績

☎政策法務課 0422-29-9165

総合オンブズマンは、市政に関する苦情を、市と市民の間に立って公正かつ中立な立場で調査します。そのうえで、必要な場合は市に意見を述べ、サービスの内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言します。

月別苦情申し立て受け付け状況 (5年4月～6年3月)

区分	受付件数	市内・市外在住者別		本人・代理人別		受付方法	
		市内 在住者	市外 在住者	本人	代理人	来訪	電話・郵送・ FAX・メール
11月	1	1	0	1	0	1	0
12月	3	2	1	3	0	2	1
6年2月	1	1	0	1	0	0	1
3月	1	1	0	0	1	1	0
合計	6	5	1	5	1	4	2

※苦情申し立てのない月は省略。

組織別苦情申し立て内容

区分	受付件数	内容
総務部	2	•三鷹市まちづくり条例のコンプライアンスについて •安全安心課の対応について
健康福祉部	2	•生活福祉課の対応について(2件)
子ども政策部	2	•子ども育成課の対応について •子育て支援課の対応について
合計	6	

苦情申し立て処理状況

区分	件数
苦情申立人に結果を通知したもの	1
苦情申し立ての趣旨に沿ったもの	1
行政の不備がないもの	0
所管外となったもの	0
苦情調査をしなかったもの	3
苦情調査を中止したもの、または打ち切ったもの	0
苦情申し立てが取り下げられたもの	1
次年度に調査を持ち越したもの	1